

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 49(オ)824	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	配当異議	原審事件番号	昭和 49(ネ)129
裁判年月日	昭和 49 年 12 月 20 日	原審裁判年月日	昭和 49 年 5 月 29 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 28 卷 10 号 2085 頁		

判示事項	不動産競売手続において再競売が実施された場合と配当要求の終期
裁判要旨	不動産競売手続において再競売が実施された場合には、再競売の競落期日の終りに至るまで配当要求をすることができる。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人らの負担とする。
理 由	上告人らの上告理由について。 <u>民訴法六四六条二項が、不動産競売手続における配当要求は、競落期日の終りに至るまですることができる</u> と規定したのは、競売手続においてなるべく多数の利害関係人に権利主張の機会を与えるとともに、その手続が徒らに遅延することのないようにとの趣旨に出たものと解せられるところ、再競売は、競落人の競落代金支払義務の不履行を原因として前の競落を当然解除し、債務者の所有に復帰した競売不動産に対して競売手続を再開するものであることに鑑みれば、再競売が実施された場合には、格別手続の遅延を来すわけではないから、再競売の競落期日の終りに至るまで配当要求をすることができるものと解するのが相当である。これと同旨の原審の判断は正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、右と異なる見解に立つて原判決を非難するものであつて、採用することができない。 よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 岡原昌男 裁判官 小川信雄 裁判官 大塚喜一郎 裁判官 吉田豊)

※参考：判例タイムズ 318 号 227 頁、判例時報 767 号 34 頁、金融法務事情 744 号 27 頁、
金融商事判例 462 号 2 頁